

令和7年2月20日提出（その3）

# 令和7年2月定例県議会付議案

鳥 取 県



# 令和7年2月定例県議会付議案

## 目 次

議案第31号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例……………	1
議案第32号	鳥取県一時保護施設に関する条例……………	42
議案第33号	鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例……………	46
議案第34号	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………	55
議案第35号	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	62
議案第36号	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例……………	64
議案第37号	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	67
議案第38号	鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例…	71
議案第39号	鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例……………	83
議案第40号	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………	85
議案第41号	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例……………	100
議案第42号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例…	122
議案第43号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	137

議案第44号	鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例……………	160
議案第45号	鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例を廃止する条例……………	163
議案第46号	工事請負契約（鳥取県地域衛星通信ネットワーク等更新工事）の締結について……………	165
議案第47号	財産を無償で貸し付けること（童謡館・鳥取世界おもちゃ館用地）について……………	166
議案第48号	財産を無償で貸し付けること（米子市営武道館用地）について……………	167
議案第49号	財産を無償で貸し付けること（（元）鳥取県営米子屋内プールの建物及び用地）について……………	168
議案第50号	財産を無償で貸し付けること（放牧場用地）について……………	170
議案第51号	財産を無償で貸し付けること（境港昭和地区埠頭用地）について……………	171
議案第52号	財産を無償で貸し付けること（鳥取東高等学校進入路）について……………	172
議案第53号	財産を無償で譲渡すること（円護寺川廃川敷地）について……………	173
議案第54号	権利の放棄について……………	174
議案第55号	関西広域連合規約の変更に関する協議について……………	176
議案第56号	県道の路線の変更について……………	178
議案第57号	天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決の一部変更について……………	179
議案第58号	県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について……………	181
議案第59号	包括外部監査契約の締結について……………	185

議案第60号	専決処分の承認について……………	186
	(1) 損害賠償請求事件に係る訴えの提起について……………	187



条

例



## 議案第31号

### 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

次のおり刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

（鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正）

第1条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 年金タル恩給（第2号又ハ第3号ノ場合ニアリテハ通算退職年金ヲ除ク）ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 死刑又ハ無期若クハ3年ヲ超ユル<u>拘禁刑</u>ニ処セラレタルトキ</p> <p>(3) 略</p> <p>在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ八年金タル恩給（通算退職年金ヲ除ク）ヲ受クルノ権利消滅ス但シ其ノ在職ガ退職年金ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生ジタル権利ノミ消滅ス</p> <p>第12条 次ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ付<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引</p>	<p>第7条 年金タル恩給（第2号又ハ第3号ノ場合ニアリテハ通算退職年金ヲ除ク）ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 死刑又ハ無期若クハ3年ヲ超ユル<u>懲役</u>若ハ<u>禁錮</u>ノ刑ニ処セラレタルトキ</p> <p>(3) 略</p> <p>在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ八年金タル恩給（通算退職年金ヲ除ク）ヲ受クルノ権利消滅ス但シ其ノ在職ガ退職年金ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生ジタル権利ノミ消滅ス</p> <p>第12条 次ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ付<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引</p>

続キタル在職年月数	キタル在職年月数
<p>第23条 退職年金ハ之ヲ受クル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但刑ノ執行猶予ノ言渡（明治40年法律第45号）第27条但刑ノ執行猶予ノ言渡（刑法）第2項ノ規定ニ依リ執行猶予ノ言渡サレタルモノト見做サルルモノヲ含ム以下本号ニ於テ同ジ）ヲ受ケタルトキハ退職年金ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス</p> <p>(3) 略</p> <p>前項第2号ノ規定ハ公務傷病年金ニ付之ヲ準用ス</p> <p>公務ニ起因セサル傷痍疾病第19条第4項又ハ第20条ノ2第5項ニ規定スル程度ニ達シ之力為退職シタル場合ニハ退職後5年間第1項第3号ノ規定ニ依ル停止ハ之ヲ為サス</p> <p>前項ノ期間満了ノ6月前迄傷痍疾病回復セサル者ハ同項ノ期間ノ延長ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ傷痍疾病ナラバ前項ニ</p>	<p>第23条 退職年金ハ之ヲ受クル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 3年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ退職年金ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス</p> <p>(3) 略</p> <p>前項第2号ノ規定ハ公務傷病年金ニ付之ヲ準用ス</p> <p>公務ニ起因セサル傷痍疾病第19条第4項又ハ第20条ノ2第5項ニ規定スル程度ニ達シ之力為退職シタル場合ニハ退職後5年間第1項第3号ノ規定ニ依ル停止ハ之ヲ為サス</p> <p>前項ノ期間満了ノ6月前迄傷痍疾病回復セサル者ハ同項ノ期間ノ延長ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ傷痍疾病ナラバ前項ニ</p>

規定スル程度ニ達スルモノナルトキハ第1項第3号ノ規定ニ依  
ル停止ハ引續キ之ヲ為サス

規定スル程度ニ達スルモノナルトキハ第1項第3号ノ規定ニ依  
ル停止ハ引續キ之ヲ為サス

(鳥取県統計調査条例の一部改正)

第2条 鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(罰則) 第14条 第7条の規定に違反して、県統計調査の報告の求めであ ると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当 該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報 を取得した者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に 処する。 2 略	(罰則) 第14条 第7条の規定に違反して、県統計調査の報告の求めであ ると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当 該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報 を取得した者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処 する。 2 略

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第16条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第16条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>

(期末手当の支給の一時差止め)

第16条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき

(期末手当の支給の一時差止め)

第16条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとき

<p>は、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に<u>関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>は、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に<u>関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>
<p>(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)</p>	
<p>第4条 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 第10条の2第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだとき。</p>	<p>改 正 前</p> <p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 第10条の2第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者</p>

<p>(2) 不正の手段により第10条の2第1項又は第3項の登録を受けたとき。</p> <p>(3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだとき。</p> <p>第18条 第8条第1項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第2条又は第3条第1項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置したとき。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定に違反して広告物の表示場所若しくは表示の方法を変更し、又は掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更したとき。</p> <p>(3) 第7条の5第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかつたとき。</p> <p>(4) 第8条第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(5) 第10条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の</p>	<p>(2) 不正の手段により第10条の2第1項又は第3項の登録を受けた者</p> <p>(3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者</p> <p>第18条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第2条又は第3条第1項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者</p> <p>(2) 第4条第1項の規定に違反して広告物の表示場所若しくは表示の方法を変更し、又は掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更した者</p> <p>(3) 第7条の5第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかつた者</p> <p>(4) 第8条第2項の規定による命令に違反した者</p> <p>(5) 第10条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の</p>
---	--

<p><u>届出をしたとき。</u></p> <p>(6) 第10条の11第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつたとき。</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第9条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>(2) 第10条の17第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p>	<p><u>届出をした者</u></p> <p>(6) 第10条の11第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第9条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(2) 第10条の17第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>
<p>(職員の退職手当に関する条例の一部改正)</p>	
<p>第5条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁刑</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止めを行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止めを取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止めを受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止めを行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止めを取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止めを受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関</p>

し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差  
止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな  
い。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処  
分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決  
が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪  
の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分  
があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受け  
ることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しな  
い処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給  
制限)

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当  
等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれか  
に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該

し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差  
止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでな  
い。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処  
分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決  
が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の  
判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分が  
あった場合であって、次条第1項の規定による処分を受ける  
ことなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない  
処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制  
限)

第19条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当  
等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれか  
に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該

退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第17条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該

退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第17条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第20条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第17条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該

退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第15条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第22条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第22条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第22条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したと

退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていないければ第15条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第22条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第22条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第22条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したと

きは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

きは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

(鳥取県立自然公園条例の一部改正)

第6条 鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第20条 第14条第1項の規定による命令に違反したときは、<u>当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第20条 第14条第1項の規定による命令に違反した者は、<u>1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>

<p>第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第11条第3項の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第12条の規定により許可に付せられた条件に違反したとき。</p> <p>第21条の2 第13条第2項又は第17条の11の規定による処分に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第13条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(2) 第13条第5項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) 第15条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p>	<p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第11条第3項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第12条の規定により許可に付せられた条件に違反した者</p> <p>第21条の2 第13条第2項又は第17条の11の規定による処分に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第13条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第13条第5項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(4) 第15条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>
---	---

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第7条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年鳥取県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(罰則)			(罰則)		
第10条 第3条第1項の規定に違反して同項第2号、第3号若しくは第4号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。		第10条 第3条第1項の規定に違反して同項第2号、第3号若しくは第4号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第10条 第3条第1項の規定に違反して同項第2号、第3号若しくは第4号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。		第10条 第3条第1項の規定に違反して同項第2号、第3号若しくは第4号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。		2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。		2 常習として前項の違反行為をした者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
3 第3条第1項の規定に違反して同項第1号若しくは第5号に掲げる行為をした者又は第4条の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。		3 第3条第1項の規定に違反して同項第1号若しくは第5号に掲げる行為をした者又は第4条の規定に違反した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	3 第3条第1項の規定に違反して同項第1号若しくは第5号に掲げる行為をした者又は第4条の規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。		3 第3条第1項の規定に違反して同項第1号若しくは第5号に掲げる行為をした者又は第4条の規定に違反した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
4 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。		4 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	4 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。		4 常習として前項の違反行為をした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
5 第2条、第5条から第7条まで又は前条の規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処す		5 第2条、第5条から第7条まで又は前条の規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処す	5 第2条又は第5条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。		5 第2条又は第5条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

る。

6 第8条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

7 常習として前2項の違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第6項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

6 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第5項（第8条に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(鳥取県鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(空港機能施設事業者の指定)

第25条 略

2 知事は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。

(1) 略

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3)・(4) 略

3～5 略

(空港機能施設事業者の指定)

第25条 略

2 知事は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。

(1) 略

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3)・(4) 略

3～5 略

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正	正	後	改	正	前
(年金の支給停止)			(年金の支給停止)		
第10条	年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、	第10条	年金受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、		

その該当する期間年金の支給を停止する。

(1) 略

(2) 拘禁刑に処せられ、その執行を受けているとき。

(3) 略

その該当する期間年金の支給を停止する。

(1) 略

(2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を受けているとき。

(3) 略

(鳥取県公害防止条例の一部改正)

第10条 鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第63条 第20条、第25条第1項、第38条又は第43条第1項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第63条 第20条、第25条第1項、第38条又は第43条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第63条の2 第54条第2項の規定による命令に違反したときは、 <u>当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑</u> 又は10万円以下の	第63条の2 第54条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。

罰金に処する。

第64条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条第1項又は第42条第1項の規定に違反したとき。
  - (2) 第31条、第45条第2項又は第45条の2第3項の規定による命令に違反したとき。
- 2 過失により、前項第1号の罪を犯したときは、当該違反行為をした者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

第65条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項、第19条第1項、第35条又は第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第45条第1項の規定に違反したとき。

第66条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条第1項又は第42条第1項の規定に違反した者
  - (2) 第31条、第45条第2項又は第45条の2第3項の規定による命令に違反した者
- 2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第65条 次の各号の一に該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項、第19条第1項、第35条又は第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第45条第1項の規定に違反した者

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項、第28条第1項若しくは第3項、第29条第1項又は第36条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第21条第1項又は第39条第1項の規定に違反したとき。

(3) 第26条又は第44条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかったとき。

第66条の2 第60条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者（第3章第3節及び第4節に規定する規制に関する同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者を除く。）は、10万円以下の罰金に処する。

第66条の3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第48条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(1) 第18条第1項、第28条第1項若しくは第3項、第29条第1項又は第36条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第21条第1項又は第39条第1項の規定に違反した者

(3) 第26条又は第44条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

第66条の2 第60条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（第3章第3節及び第4節に規定する規制に関する同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者を除く。）は、10万円以下の罰金に処する。

第66条の3 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第48条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第57条第2項、第58条第2項、第58条の3第2項又は第58条の5第2項の規定による命令に違反したとき。

第67条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第49条第1項、第50条第1項又は第56条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第60条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したとき（第3章第3節及び第4節に規定する規制に関する同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したときに限る。）。

(2) 第57条第2項、第58条第2項、第58条の3第2項又は第58条の5第2項の規定による命令に違反した者

第67条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第49条第1項、第50条第1項又は第56条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第60条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者（第3章第3節及び第4節に規定する規制に関する同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者に限る。）

(鳥取県自然環境保全条例の一部改正)

第11条 鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第37条 第19条第1項又は第2項の規定による命令に違反したときは、<u>当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第38条 第25条第1項又は同条第2項において準用する第19条第2項の規定による命令に違反したときは、<u>当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第39条 次の各号の<u>いずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 第16条第4項又は第17条第3項の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第16条第5項（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反したとき。</p> <p>第40条 第18条第2項又は第24条第2項の規定による処分に違反したときは、<u>当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第37条 第19条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、<u>1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第38条 第25条第1項又は同条第2項において準用する第19条第2項の規定による命令に違反した者は、<u>1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第39条 次の各号の<u>一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 第16条第4項又は第17条第3項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第16条第5項（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者</p> <p>第40条 第18条第2項又は第24条第2項の規定による処分に違反した者は、<u>30万円以下の罰金に処する。</u></p>

第41条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項又は第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第18条第4項又は第24条第4項の規定に違反したとき。
- (3) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (4) 第30条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げたとき。

第41条 次の各号のに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項又は第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条第4項又は第24条第4項の規定に違反した者
- (3) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (4) 第30条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

第12条 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

第26条 第18条第1項又は第2項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 常習として第16条第1項又は第17条第1項の規定に違反する行為をしたとき。

(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に違反したとき。

3 第19条又は第20条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の2第6項の規定による命令に違反し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書を提出しなかったとき。

(2) 第12条の2第7項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかったとき。

5 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第26条 第18条第1項又は第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 常習として第16条第1項又は第17条第1項の規定に違反する行為をした者

(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に違反した者

3 第19条又は第20条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の2第6項の規定による命令に違反し、同項後段に規定する期間内に改善事項報告書を提出しなかった者

(2) 第12条の2第7項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかった者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反したとき。
- (2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害玩具刃物類を除去しなかつたとき。
- (3) 第17条の7第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (4) 第18条の2の規定に違反したとき。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第17条の5、第17条の6第1項、第18条第3項又は第21条の2第2項の規定に違反したとき。
- (2) 第17条の6第3項の規定による命令に違反したとき。
- 7 第21条第2項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、10万円以下の罰金に処する。
- 8 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。
- (1) 第12条の5第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置したとき。
- (2) 第12条の5第4項（第17条の3第3項において準用する

- (1) 第16条第1項、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反した者
- (2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害玩具刃物類を除去しなかつた者
- (3) 第17条の7第1項又は第2項の規定に違反した者
- (4) 第18条の2の規定に違反した者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第17条の5、第17条の6第1項、第18条第3項又は第21条の2第2項の規定に違反した者
- (2) 第17条の6第3項の規定による命令に違反した者
- 7 第21条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。
- (1) 第12条の5第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者
- (2) 第12条の5第4項（第17条の3第3項において準用する

<p>場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置したとき。</p> <p>(3) 第22条第2項又は第3項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>9 第17条の7第1項若しくは第2項、第18条又は第21条の2第1項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第5項又は第6項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p>	<p>場合を含む。)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者</p> <p>(3) 第22条第2項又は第3項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>9 第17条の7第1項若しくは第2項、第18条又は第21条の2第1項の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第5項又は第6項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。</p>
<p>(鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)</p>	
<p>第13条 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年鳥取県条例第20号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(罰則)</p>	<p>改 正 前</p> <p>(罰則)</p>

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだとき。
- (2) 第7条第1項の変更の登録を受けないで新たな営業区域を設けたとき。
- (3) 不正の手段により第3条第1項若しくは第3項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けたとき。
- (4) 第15条第1項の規定による命令に違反したとき。

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第4項の規定に違反して措置をとらなかつたとき。
- (2) 第12条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つたとき。
- (3) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- (4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 第7条第1項の変更の登録を受けないで新たな営業区域を設けた者
- (3) 不正の手段により第3条第1項若しくは第3項の登録又は第7条第1項の変更の登録を受けた者
- (4) 第15条第1項の規定による命令に違反した者

第21条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第4項の規定に違反して措置をとらなかつた者
- (2) 第12条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者
- (3) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- (4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告

をしたとき。	をした者
(5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。	(5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第14条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(罰則)			(罰則)		
第9条	次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u>	第9条	次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役又</u>		
	又は20万円以下の罰金に処する。		は20万円以下の罰金に処する。		
	(1)～(3) 略		(1)～(3) 略		
2	略		2	略	

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第15条 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(罰則)	第24条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第43条第24条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則)	第43条第24条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	

(鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正)

第16条 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(罰則)	第34条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則)	第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	

(1) 第11条又は第17条第3項の規定に違反したとき。

(2) 第13条第1項又は第20条第3項の規定による命令に違反したとき。

第35条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項又は第17条第7項の規定により付された条  
件に違反したとき。

(2) 第18条第8項の規定に違反したとき。

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項、第17条第9項又は第19条第1項の規定に  
よる届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第16条第2項、第19条第2項又は第20条第4項の規定に  
よる命令に違反したとき。

(3) 第16条第5項又は第19条第5項の規定に違反したとき。

(4) 第17条第8項又は第18条第10項の規定により付された条  
件に違反したとき。

(1) 第11条又は第17条第3項の規定に違反した者

(2) 第13条第1項又は第20条第3項の規定による命令に違反  
した者

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又  
は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第4項又は第17条第7項の規定により付された条  
件に違反した者

(2) 第18条第8項の規定に違反した者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金  
に処する。

(1) 第16条第1項、第17条第9項又は第19条第1項の規定に  
よる届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第16条第2項、第19条第2項又は第20条第4項の規定に  
よる命令に違反した者

(3) 第16条第5項又は第19条第5項の規定に違反した者

(4) 第17条第8項又は第18条第10項の規定により付された条  
件に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第8項の規定に違反して、同条第5項の許可証又は同条第6項の従事者証を携帯しないで捕獲等をしたとき。
- (2) 第14条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (3) 第21条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- (4) 第22条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第8項の規定に違反して、同条第5項の許可証又は同条第6項の従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- (2) 第14条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (3) 第21条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第22条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

(鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正)

第17条 鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、<u>1年以下の拘禁刑又は2万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 第3条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 第4条第1項の規定に違反して制限行為をしたとき。</p> <p>(3) 第5条第1項の規定に違反して砂防設備等の占有をしたとき。</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項、第5条第1項若しくは第7条第1項の規定による許可、第6条第2項の規定による許可期間の更新又は第14条第1項の規定による承認を受けたとき。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>1年以下の懲役若しくは禁錮又は2万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 第3条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第4条第1項の規定に違反して制限行為をした者</p> <p>(3) 第5条第1項の規定に違反して砂防設備等の占有をした者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項、第5条第1項若しくは第7条第1項の規定による許可、第6条第2項の規定による許可期間の更新又は第14条第1項の規定による承認を受けた者</p>

(鳥取県暴力団排除条例の一部改正)

第18条 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第27条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第13条第1項の規定に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をしたとき。</p> <p>(2) 第14条の2の規定による命令に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をしたとき。</p> <p>(3) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であること の情を知って、第21条の3の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 第21条の4の規定に違反したとき。</p> <p>2 第23条第2項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 略</p>	<p>第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第13条第1項の規定に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者</p> <p>(2) 第14条の2の規定による命令に違反して、暴力団事務所の開設をし、又は運営をした者</p> <p>(3) 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であること の情を知って、第21条の3の規定に違反した者</p> <p>(4) 第21条の4の規定に違反した者</p> <p>2 第23条第2項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 略</p>

(鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部改正)

第19条 鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第17条 第15条の規定による命令（第11条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかつたときは、<u>当該違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第17条 第15条の規定による命令（第11条第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。）に違反して禁止行為を中止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかつた者は、2年以下の<u>懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>
<p>第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 第11条の規定に違反して危険薬物（第9条第1項第1号に規定する知事指定薬物に限る。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列したとき。</p> <p>(2) 第15条の規定による命令（第11条第3号から第6号までに掲げる行為に係るものに限る。）に違反して禁止行為を中</p>	<p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 第11条の規定に違反して危険薬物（第9条第1項第1号に規定する知事指定薬物に限る。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列した者</p> <p>(2) 第15条の規定による命令（第11条第3号から第6号までに掲げる行為に係るものに限る。）に違反して禁止行為を中</p>

<p>止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかつたとき。</p> <p>第19条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>止せず、又は危険薬物の廃棄、回収その他必要な措置を採らなかつた者。</p> <p>第19条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

(鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部改正)

第20条 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例（令和3年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第35条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>

- (1) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、特定事業を行ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく第31条第1項から第5項までの規定による命令に違反したとき。

第36条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の規定に違反して標識を掲示しなかつたとき。
- (2) 第12条第3項の規定に違反して、中間検査の結果に係る通知（特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）を受けずに特定工程後の工程の工事をしたとき。
- (3) 第13条第3項の規定に違反して、完了検査の結果に係る通知（特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）を受けずに許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させたとき。

- (1) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、特定事業を行った者
- (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けた者
- (3) 正当な理由がなく第31条第1項から第5項までの規定による命令に違反した者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の規定に違反して標識を掲示しなかつた者
- (2) 第12条第3項の規定に違反して、中間検査の結果に係る通知（特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）を受けずに特定工程後の工程の工事をした者
- (3) 第13条第3項の規定に違反して、完了検査の結果に係る通知（特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）を受けずに許可に係る工作物を事業の用に供し、又は供させた者

<p>(4) 第15条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(5) 第23条第1項又は第24条第1項の規定に違反して、許可を受けないうで、特定建設発生日搬出を行ったとき。</p> <p>(6) 偽りその他不正の手段により、第23条第1項又は第24条第1項の規定による許可を受けたとき。</p> <p>(7) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>第37条 第25条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(4) 第15条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(5) 第23条第1項又は第24条第1項の規定に違反して、許可を受けないうで、特定建設発生日搬出を行った者</p> <p>(6) 偽りその他不正の手段により、第23条第1項又は第24条第1項の規定による許可を受けた者</p> <p>(7) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第37条 第25条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第21条 鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第8号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、この条例の施行前においてその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第7号に規定する保有個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>附 則</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第8号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、この条例の施行前においてその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第7号に規定する保有個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

(罰則の適用等に関する経過措置)

第22条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第23条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくす

る旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第16条の6第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第18条第1項及び第5項、第19条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第22条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第22条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

#### 附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

## 議案第32号

### 鳥取県一時保護施設に関する条例

次のとおり鳥取県一時保護施設に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県一時保護施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(一時保護施設の設備及び運営の基準)

第3条 一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準は、一時保護施設の目的を達成するために必要な事項について、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

項目	基準
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くものとする。ただし、児童の処遇に支障がない場合として知事が別に定める場合にあつては、学習指導員又は調理員を置かないことができる。 (1) 管理者 (2) 指導教育担当 (3) 児童指導員又は保育士 (4) 嘱託医 (5) 看護師 (6) 心理療法担当職員 (7) 学習指導員 (8) 調理員

設備	<p>2 職員は、利用する児童の数に応じ、知事が別に定める人数以上とするものとする。</p> <p>1 次に掲げる設備を設けるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童の居室</li> <li>(2) 学習等を行う室</li> <li>(3) 屋内運動場（施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。）又は屋外運動場（施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。）</li> <li>(4) 相談室</li> <li>(5) 食堂</li> <li>(6) 調理室</li> <li>(7) 浴室</li> <li>(8) 便所</li> </ul> <p>2 児童の居室の1室の定員及び面積は、利用する児童の年齢に応じ、知事が別に定めるものとする。</p>
入所者の支援等	<p>1 児童の安全確保のため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の定期的な研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この号において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に周知するものとする。</p> <p>また、安全計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。</p> <p>2 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を使用するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認するものとする。</p> <p>3 入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしないものとする。</p> <p>4 児童相談所長は、施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況そ</p>

他の当該児童の事情に応じた説明を行うものとする。また、施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向及び意見表明等支援事業によって把握された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行うものとする。

5 児童相談所長は、施設において適切に意見表明等支援事業が行われる環境を整備するとともに、把握した児童の意見又は意向を踏まえ、適切に鳥取県児童福祉審議会に必要な情報を提供するものとする。

6 正当な理由なく、児童の権利を制限しないものとする。また、正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めるものとする。

7 施設等により児童の行動を制限しないものとする。

8 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないものとする。また、合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めるものとする。なお、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないよう設備に保管するものとする。

9 職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為を行わないものとする。

事故等への対応

1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずるものとする。その際、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該施設の職員以外の者を関与させるものとする。

## 議案第33号

### 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第

1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により指定した日を<u>掲示</u>するとともに、インターネットを利用する<u>方法</u>により公表しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を<u>掲示</u>するとともに、インターネットを利用する<u>方法</u>により公表しなければならない。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を<u>掲示</u>するとともに、インターネットを利用する<u>方法</u>により公表しなければならない。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により指定した日を<u>掲示</u>する<u>他適当な方法</u>により公表しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を<u>掲示</u>しなければならない。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を<u>掲示</u>しなければならない。</p>

(鳥取県行政手続条例の一部改正)

第2条 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 知事等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、<u>不利益処分の名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事等は、<u>不利益処分の名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、<u>第1項の規定による通知を、公示の方法</u>によって行うことができる。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 知事等は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、<u>不利益処分の名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事等は、<u>不利益処分の名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、<u>第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該知事等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該知事等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。</u>この場合においては、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該知事等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を知事等が別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該知事等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第30条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第29条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第29条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第29条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第30条において準用する第15条第4項後

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第30条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第29条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第29条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第30条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする

段」と読み替えるものとする。

る。

(鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例（平成28年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(開館時間) 第3条 略 2 略 3 知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を <u>掲示</u> するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。			(開館時間) 第3条 略 2 略 3 知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を <u>掲示</u> しなければならない。		(休館日) 第4条 略

<p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を<u>掲示</u>しなければならない。 ネットを利用する<u>方法</u>により公表しなければならない。</p>	<p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を<u>掲示</u>しなければならない。</p>
--	---

(鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例（平成28年鳥取県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	改	正	前
<p>(開館時間)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を<u>掲示</u>するとともに、インターネットを利用する<u>方法</u>により公表しなければならない。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を<u>掲示</u>しなければならない。</p>			

(鳥取県無料低額宿泊所に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県無料低額宿泊所に関する条例（令和2年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(入居申込者に対する説明、契約等) 第16条 略 2～6 略 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 略 (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式	(入居申込者に対する説明、契約等) 第16条 略 2～6 略 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) 略 (2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法に				

その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

8～11 略

より一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

8～11 略

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「改正法施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の鳥取県行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、改正法施行日以後に適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

## 議案第34号

### 鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

（鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(特定個人情報の提供)	第4条 別表第3の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる機関から同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、当該特定個人情報を提供することができる。	第4条 別表第3の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる機関から同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、当該特定個人情報を提供することができる。	(特定個人情報の提供)	第4条 別表第3の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる機関から同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、規則で定めるところにより、当該特定個人情報を提供することができる。	

第2条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 知事	<p>(1) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）による心身障害者扶養共済制度に係る掛金の徴収に関する事務</p> <p>(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に係る療育手帳の交付又は返還及び療育手帳に係る届出に関する事務</p> <p>(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子家庭高等職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金の受給者の現況の届出に関する事務</p>
------	--

	<p>(4) 県内に所在する私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）において教育を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する支援金の受給資格の認定に関する事務（法別表の123の項に掲げる事務を除く。）</p>
	<p>(5) 県内に所在する私立の中学校において教育を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する支援金の受給資格の認定に関する事務</p>
	<p>(6) 不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るために交付する助成金の受給資格の認定に関する事務</p>
<p>2 教育委員会</p>	<p>(1) 県立特別支援学校において教育を受ける幼児、児童又は生徒に対して親権を行う者その他のその幼児、児童又は生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する支援金の受給資格の認定に関する事務（法別表の38の項に掲げる事務を除く。）</p>
	<p>(2) 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）による授業料の徴収に関する事務</p>
	<p>(3) 鳥取県育英奨学資金の貸与の決定及び奨学資金の返還猶予に関する事務</p>
<p>別表第2（第3条関係）</p>	
<p>1 知事</p>	<p>法別表の24の項に掲げる事務 療育手帳の交付に関する情報</p>
<p>2 知事</p>	<p>別表第1の1の項(1)に掲げる事務 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報</p>

3 知事	別表第1の1の項(3)に掲げる事務	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)
4 教育委員会	別表第1の2の項(1)に掲げる事務	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。) 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)
5 教育委員会	別表第1の2の項(2)に掲げる事務	生活保護関係情報 地方税関係情報 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報
6 知事又は教育委員会	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報

別表第3(第4条関係)

1 知事	教育委員会	別表第1の2の項(1)に掲げる事務	別表第2の4の項の右欄に掲げる情報
2 知事	教育委員会	別表第1の2の項(2)に掲げる事務	別表第2の5の項の右欄に掲げる情報
3 知事	教育委員会	別表第1の2の項(3)に掲げる事務	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に

			<p>よる身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に掲げる措置に関する情報</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>児童扶養手当関係情報</p> <p>地方税関係情報</p> <p>住民票関係情報</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報</p> <p>利用特定個人情報</p> <p>地方税関係情報</p> <p>住民票関係情報</p> <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報</p> <p>利用特定個人情報</p>
4	知事	教育委員会	<p>特定個人番号利用事務</p>
5	知事	公安委員会、企業局又は病院局	<p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務</p>
6	教育委員会	知事	<p>別表第1の1の項(4)に掲げる事務</p>
7	教育委員会	知事	<p>特定個人番号利用事務</p>

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第3条 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事 務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。）別表第1の1の項に掲げる事務</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執</p>	<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事 務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。）別表第1の1の項から7の2の項までに掲げる事務</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執</p>

行機関とし、法第30条の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

(1) 略

(2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の2の項に掲げる事務

行機関とし、法第30条の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

(1) 略

(2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の8の項から10の項までに掲げる事務

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 議案第35号

### 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第

1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>令和11年3月24日</u>までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 附則第2項に規定する航空機のうち東京国際空港との間の路線において一定の日時により航行するものに係る着陸料については、前2項の規定にかかわらず、<u>令和7年3月29日</u>までの間に限り、第16条第2項中「別表第1に定める金額」とあるのは、「別表第1に定める金額に4分の1を乗じて得た金額」とする。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	

## 議案第36号

### 鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第8条第1項並びに私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第12条の2及び第13条</u> に規定する事項
略	
鳥取県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号） <u>第72条第1項</u> に規定する事項
略	

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第9条第1項並びに私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第12条の2及び第13条</u> に規定する事項
略	
鳥取県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号） <u>第71条の2第1項</u> に規定する事項
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会	教育職員免許法（昭和24年法律第147号） <u>第5条第2項</u> の規定による教育職員検定に関する事項
鳥取県教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号） <u>第23条第1項</u> に規定する事項

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会	教育職員免許法（昭和24年法律第147号） <u>第5条第2項</u> の規定による教育職員検定に関する事項

略

略

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1鳥取県医療審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 議案第37号

### 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
3 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）第24条第1項の規定による請求の受理及び知事への送付	鳥取市、米子市及び倉吉市
4 鳥取県福祉のまちづくり条例第24条第1項の規定による請求の受理及び知事への送付（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300平方メートルを超えるもの及び高さが16メートルを超えるものを除く。）及び同項第3号に掲げる建築物に係るものに限る。）	境港市
略	
24の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可 （2）第15条の2第6項又は第7項の規定による都道府県機構の意見の聴取	西伯郡伯耆町

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
3 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）第24条第1項の規定による請求の受理及び知事への送付（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物に係るものに限る。）	各市
4 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物以外の建築物に係る事務で3の項に掲げるもの	鳥取市、米子市及び倉吉市
略	
24の4 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可 （2）第15条の2第6項又は第7項の規定による都道府県機構の意見の聴取	西伯郡伯耆町

<p>(3) 第15条の3の規定による開発行為の中止の命令及び復旧に必要な行為をすべき旨の命令</p> <p>(4) 第15条の4第1項の規定による必要な措置の勧告</p> <p>(5) 第15条の4第2項の規定による勧告に従わない旨及び勧告の内容の公表</p>	<p>24の5 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条第2項の規定により農用地利用集積等促進計画で定める事項に含めることができるとされた同法第7条第2号から第4号までに掲げる事業に係るものを除く。(2)において同じ。)の認可</p> <p>(2) 第18条第7項の規定による農用地利用集積等促進計画を認可した旨の関係する農業委員会への通知及び公告</p>	<p>(3) 第15条の3の規定による開発行為の中止の命令及び復旧に必要な行為をすべき旨の命令</p> <p>(4) 第15条の4第1項の規定による必要な措置の勧告</p> <p>(5) 第15条の4第2項の規定による勧告に従わない旨及び勧告の内容の公表</p>	24の6 略	24の5 略
24の7 略	24の6 略	24の8 略	24の7 略	

略

略

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第24の5の項に掲げる認可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。